

山県郡選挙区の取扱いについて

- 令和7年国勢調査人口確定値により計算したところ、山県郡は、その人口が議員一人当たりの人口の半数を下回った。

（山県郡の配当基数：0.4998）

- 配当基数が0.5に達しない選挙区は、公職選挙法第15条の規定により、隣接する他の市町との合区が必要である。
- ただし、山県郡は、昭和41年1月1日現在において設けられている選挙区に該当するため、公職選挙法第271条の規定により、当分の間、いわゆる特例選挙区として存置することもできる。

- このため、次の県議会議員一般選挙に際し、山県郡選挙区の取扱いについて、次のいずれによるかを決定する必要がある。
- ・ 隣接する市町と合わせて選挙区を設ける（合区）
 - ・ いわゆる特例選挙区として存置する

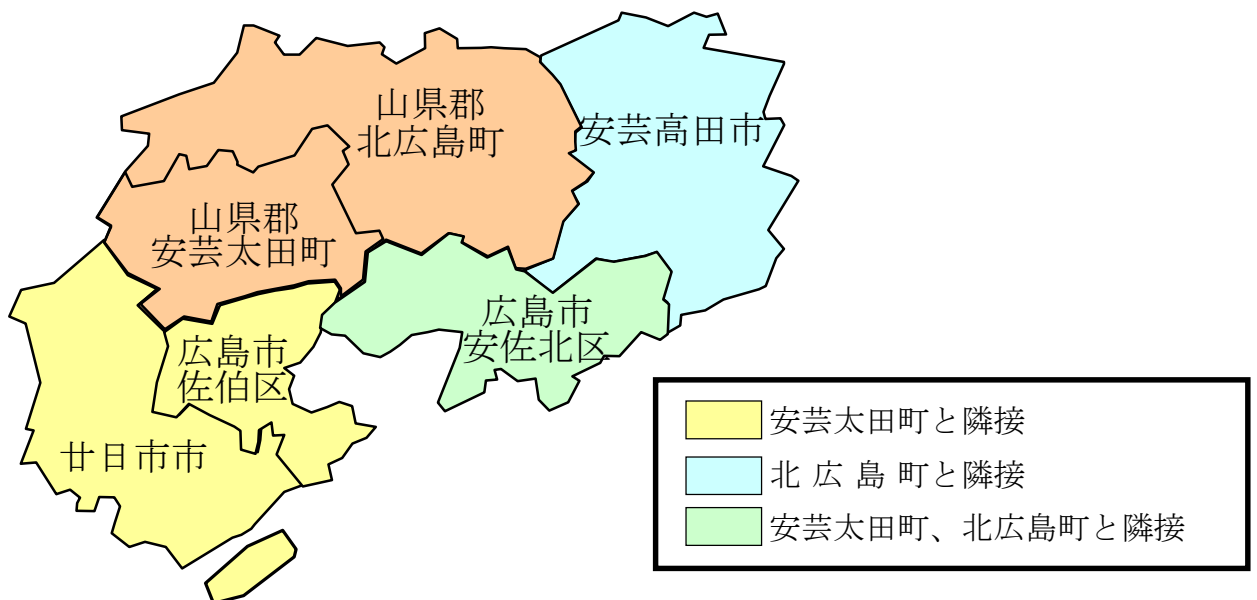
1 合区する場合

○ 合区により選挙区を設定する場合の公職選挙法上の考慮事項

- ・ 隣接する他の市町の区域と合わせて一選挙区を設ける（第15条第2項）。
- ・ 行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない（第15条第7項）。

なお、安芸太田町、北広島町を合わせて隣接市町と合区するほか、安芸太田町、北広島町を分けてそれぞれ隣接する市町と合区することも可能である。

○ 山県郡（安芸太田町、北広島町）と隣接する市町



2 特例選挙区として存置する場合

○ 特例選挙区の趣旨

昭和 41 年 1 月 1 日現在において設けられている選挙区については、議員一人当たりの人口の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる（公職選挙法第 271 条）。

これは、当時、都市への過度な人口の集中化の傾向に伴い、強制合区の対象となる選挙区も生ずる状況にあったが、このような事態は人口の急激な移動という一時的な特殊の現象との認識の下、また、当時は原則として都道府県議会議員の選挙区は郡市の区域によるものと法定されていたが、これは都道府県議会においてその区域の代表が確保されるべきものの趣旨によるものと考えられ、単に画一的に人口の要素のみによって選挙区制を考えるべきでないとの考え方の下に、当分の間の例外措置として認められたものである。（出典：逐条解説 公職選挙法 改正版 下）

○ 本県における特例選挙区設置の例と設置理由

選挙区	選挙	配当基数	理由
双三郡	平成 3 年	0.495	・ 条例定数を 1 人増すれば、0.5 を上回る。 ・ 条例定数、強制合区、一票の較差の問題など検討すべき事項は数多くあり、選挙を 4 月に控え、性急に結論を求めることは、県民に周知させる時間もなく、極めて困難である。改選後の新議会において、時間をかけて十分議論を尽くし、適切妥当な結論を得るべき。
	〔平成 7 年〕	0.495 →0.503	総定数を 69 人から 70 人に増やすことで配当基数を 0.5 以上に引き上げ、合区を回避した。
	平成 11 年	0.477	平成 12 年国勢調査結果を待つて特別委員会を設置し、総合的に判断する（双三郡選挙区は、中山間地域で面積も広く、農林業など行政需要も高いことから配慮すべき）。
	平成 15 年	0.458	現在、市町村合併が急速に進展しているため、市町村合併が推進された後、平成 17 年に実施される国勢調査の結果に基づき論議を行うことが妥当である。
世羅郡		0.478	

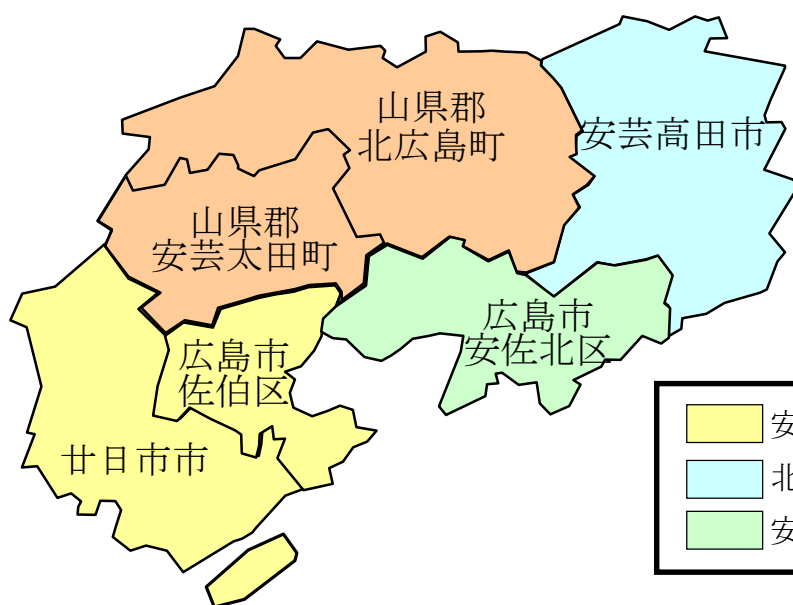
※ 平成 19 年選挙においては、双三郡、世羅郡共に特例選挙区を解消

- ・ 双三郡：三次市及び甲奴郡甲奴町と合併し、現在の三次市が誕生
- ・ 世羅郡：三原市と合区

参考資料

○ 合区パターン

- | | | |
|-------------------------|--------------------------------|------------|
| ① 山県郡（安芸太田町、北広島町）＋安佐北区 | } 安芸太田町、北広島町を合わせて隣接市町と合区 | |
| ② 山県郡（安芸太田町、北広島町）＋佐伯区 | | |
| ③ 山県郡（安芸太田町、北広島町）＋廿日市市 | | |
| ④ 山県郡（安芸太田町、北広島町）＋安芸高田市 | | |
| ⑤ 安芸太田町＋安佐北区 | } 安芸太田町、北広島町を分けて、それぞれ隣接する市町と合区 | 北広島町＋安芸高田市 |
| ⑥ 安芸太田町＋佐伯区 | | 北広島町＋安佐北区 |
| ⑦ 安芸太田町＋佐伯区 | | 北広島町＋安芸高田市 |
| ⑧ 安芸太田町＋廿日市市 | | 北広島町＋安佐北区 |
| ⑨ 安芸太田町＋廿日市市 | | 北広島町＋安芸高田市 |



	安芸太田町と隣接
	北広島町と隣接
	安芸太田町、北広島町と隣接

○ 特例選挙区の判例及び他県状況

(1) 特例選挙区の設置に関する判例（平成5年10月22日最高裁判決）

判例	
①	具体的にいかなる場合に特例選挙区の設置が認められるかについては、客観的な基準が定められているわけではない
②	当該都道府県の行政施策の遂行上当該地域からの代表を確保する必要性の有無・程度、隣接の郡市との合区の困難性の有無・程度等を総合判断して決することにならざるを得ない
③	当該都道府県の実情を考慮し、当該都道府県全体の調和ある発展を図るなどの観点からする政策的判断をも必要とすることが明らかである。
④	もっとも、(中略) 0.5を著しく下回る場合には、特例選挙区の設置を認めない趣旨であると解される

(2) 直近選挙時に特例選挙区として存置した他都道府県の状況

選挙区名等		理由
北海道	根室市 (R 5)	人口の大都市への一極集中と地方の大幅な減少という状況の下、地域の代表者を確保し、地方の民意を道政に的確に反映させるよう、道全体の地域バランスなどを考慮（出典：R4.3.24 定例会会議録） ※ R 9 一般選挙から特例選挙区を解消
	〔 配当基数 〕 0.4715	
東京都	島部 (S44 条例制定 当時～現在)	本土と離れた島しょ地域の地理的な特殊性等を考慮 (出典：H24.6.19 都議会のあり方検討会検討結果)
	〔 配当基数 〕 0.221	
神奈川県	三浦市 (R 5)	農業・漁業の一次産業を中心に発展してきたまちであり、特に、全国に13か所しかない特定第三種漁港である三崎漁港のさらなる発展及び地域産業の活性化のためには、当該漁港の管理者であり、広域自治体である県としても大きな役割を果たさなければならないという地域特性がある。（出典：R4.5.20 定例会会議録） ※ R 9 一般選挙から特例選挙区を解消
	〔 配当基数 〕 0.4781	
兵庫県	相生市 (H27、31、 R 5)	本県が進める地域創生の流れや、地域の意向を丁寧に県政に反映させる上で、可能な限り現在の選挙区は維持することが望ましく、地元からも選挙区維持を求める陳情書が提出されている。 また、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、行政が取り組むべき課題がより複雑、多様化する状況においては、基礎自治体単位の地域代表確保は社会的な要請である。 地域住民の声をよく確認した上で、合区のあり方を含め、どのような形で地域代表を選ぶのが適切なのかをさらに検討すべきである。（出典：R4.3.16 委員会調査報告） ※ R 9 一般選挙から特例選挙区を解消
	〔 配当基数 〕 0.446	
徳島県	那賀 (H23～現在)	委員からは、中山間地域における地域代表の必要性や広大な面積から存続を求める意見、人口が基本であることから他の選挙区と合区すべきという意見など、様々な意見があったが、最終的に特例選挙区として存続することとした。（出典：H30.3 選挙区等検討委員会結果報告書）
	〔 配当基数 〕 0.389	